

那覇市役所本庁舎非常用発電機無停電電源装置蓄電池・部品取替修繕仕様書

1. 修繕内容

- ①件名：那覇市役所本庁舎非常用発電機無停電電源装置蓄電池・部品取替修繕
- ②履行場所：那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎1丁目1番1号）
- ③履行期間：契約の日から令和8年3月13日まで
- ④修繕内容：非常用発電機無停電電源装置蓄電池・部品取替修繕
 - ・蓄電池 30個（SNS-50-12） ※別紙1図面参照
 - ・部品一式取替（GSユアサ製）※別紙2部品表参照※部品及び蓄電池取替時はメンテナンスバイパスへ切り替えて行うこと。
※蓄電池取替後は蓄電池寿命タイマーがある場合はリセットを行うこと。

本修繕は、本仕様書に記載されている事項により、施工を行うものとする。

本仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の電気設備工事共通仕様書（最新版）、電気設備工事標準図（最新版）、その他関係法令等に基づき、安全確実に施工するものとする。

2. 一般事項

- ①本修繕に使用する資材のうち沖縄県内で生産、製造され、かつ規格、品質、価格が適正である場合はこれを優先して使用する。
- ②本修繕に使用する機器及び資材等は、本仕様書によるものとし、全て本仕様書に記載されている物と同等品、もしくは同等品以上とする。
- ③本修繕に使用する機器及び資材等はすべて新品とし、あらかじめ発注者の承諾をうけて使用する。各項目において電気設備技術基準、内線規程（電気技術調査委員会編）、電気用品安全法、JIS（日本工業規格）、JEC（電気学会電気規格調査会標準規格）、JEM（日本電機工業会規格）その他関係法規に違反しないよう完全に施工すること。適用する順序、方法等については特に明記がない限り市の担当者の指示に従わなければならない。
- ④本仕様書に明記されていない事項、または本仕様書により難しい場合が生じたときは、発注者と協議し決定するものとする。
- ⑤本修繕に関わる官公庁、その他のものに対する諸手続きは、すべて受注者の

負担とする。

⑥本修繕の完成ならびに諸法規上当然必要と認められるものは、明記なき事項でも受注者が責任を持って施工し、その費用も負担する。

⑦本修繕の施工に際して、必要がある場合は、施工図を提出し発注者の承諾を得て施工にあたる。

⑧業務委託の一部を下請負させる場合は、下請負者通知書に必要書類を添付して提出すること。

⑨本修繕の施工にあたっては、発注者と十分に調整すること。また、庁内利用者・職員の安全には十分注意すること。

⑩本仕様書によるほか、労働基準法、労働安全衛生法及び電気事業法等、関係諸法規に従い、安全確保の上、業務を実施すること。

⑪現場調査、施工の際は、施設管理者、庁内利用者等とのトラブルがないよう十分配慮し、保守点検が容易なように施工すること。なお、工作物等に損害を与えた場合は受注者が責任をもって処理すること。

⑫廃棄物や副産物がある場合は写真撮影後、産業廃棄物処理場に搬入して適切に処理すること。

⑬撤去した蓄電池は、広域認定リサイクルにより処分すること。

⑭写真は下記の項目で撮影し、提出すること。

- ・施工前、各工程毎の施工中、完成
- ・使用資材(規格、寸法、数量等が確認できること)
- ・試験状況
- ・廃棄物や副産物の搬出状況

⑮施工に当たっては、法令に基づき適切な資格保有者が作業を実施すること。

⑯修繕は、原則、土曜日、日曜日又は祝日とする。ただし、やむを得ない事情が発生した場合には双方協議の上で、日程を確定させ、施工にあたること。

3. 施工管理について

①受注者は、現場代理人及び主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。現場代理人及び主任技術者は専任を求めない。

②現場代理人は、作業時において現場に常駐で配置すること。

③主任技術者は1級または2級電気施工管理技士、第一種または第二種電気工事士（免状交付後実務経験3年を有するもの）のいずれかの資格を有する者と

し、技術上の管理を行う。

④本修繕を行う作業員は「蓄電池設備整備資格者」の免状を有する者を1人以上選任すること。

⑤現場代理人と主任技術者は兼ねることができるものとする。

⑥敷地内に立ち入る際は、現場代理人は腕章を装着し、名札を携帯し求めに応じて提示すること。

4. 提出書類

①修繕着手時（契約後速やかに）

- ・着手届（本市様式）
- ・現場代理人等届（本市様式）
- ・作業員名簿（関連資格については資格証の写しを添付）
- ・主任技術者届（工事履歴書、資格免許の写しを添付）
- ・施工計画書 ※ただし次の①～⑨の事項を含むこと
 - ①工事概要 ②計画工程表 ③現場組織表 ④主要機器仕様書 ⑤施工方法（資材搬入計画、仮設計画、品質管理等）⑥安全管理計画 ⑦緊急時の体制及び対応 ⑧廃棄物処理方法 ⑨その他
- ・一部業務を再委託する場合は再委託者通知書（本市様式）に必要書類を添付

②着手後（早い段階で）

- ・使用材料承諾願（本市様式）
- ・その他発注者が指示するもの

③完成時提出書類

- ・完了届（本市様式）
- ・試験成績書
- ・機器材料工場試験成績書
- ・機器等取扱説明書
- ・修繕写真（施工前、施工中、完成）
- ・その他（マニフェスト（リサイクル管理票）A票写し等、他発注者が指示するもの）